

# はい、きゅう受療券 のご利用について

## 平成25年4月からの 利用手順

①役場・健康増進課または、大浦支所の窓口で申請書を提出する。



②はり・きゅう受療券の交付を受ける。



③施術を受けるとき、被保険者証と受療券を 施術所窓口で提出、受療券は施術所が受領する。



④施術後、施術所窓口で施術助成額(一術700円、二術900円)を除いた額を支払う。

## 〈利用上の注意〉

1. この受療券は、太良町長が指定した施術業者以外では利用できません。
2. 施術を受ける場合は、必ず本券を持参してください。
3. 本券は、1日1回のみ利用できます。  
1回につき1術700円・2術900円の補助券として利用できます。
4. 本券は、表面記載の被保険者以外は利用できません。
5. 本券は、**再発行できません**。紛失等がないように大切に保管してください。
6. 有効期限を過ぎたものは使用できませんのでご注意ください。
7. 社会保険等他の医療保険に加入された場合は、加入日以降は**利用できません**のでご注意ください。

担当課 太良町役場 健康増進課 保険係 TEL 0954-67-0753  
(有効期限：令和9年3月31日)



年間、最大36回まで  
利用できます。

再発行はできないので、  
大切に取り扱いってください。

